

いじめ防止基本計画

1 いじめ防止委員会の設置

(1) 設置の目的

「いじめ」は子どもたちの間において、一人あるいは少数の子どもに対して様々な手段、方法をもって、肉体的、精神的に虐待行為が行われるものである。現在まで、様々な手段が講じられ、「いじめ」の根絶を目指した取り組みが行われてきているが、依然として深刻かつ極めて身近な人権問題と意識されている。この問題は本校においても、子どもたちが幸せに楽しく、そして安心して学校生活を送るためには、該当の学級担任と家庭だけでなく、学校さらには地域の問題として大切に考えていかななくてはならない問題である。そこで「いじめ防止対策委員会」を設置し、子どもたちの校内及び校外での充実した生活を保障していきたいと考える。これらの問題を解決していくためには、当該の学級担任一人の力ではなかなか解決できない場合も多い。そこで、校内の職員集団の力はもちろん、保護者、地域の方々、関係機関との連携を密にし、情報交換をしながら、「いじめ」を未然に防ぐとともに、その解決を図っていくことを目的とし、この会を設置する。

(2) 組織

- ・校内 学校長 生徒指導係 教頭 教務主任 該当学級担任 養護教諭
- ・PTA PTA三役 学級会長部会正副部長 人権教育推進部会正副部長
- ・地域 学校評議員 主任児童委員 その他

(3) 指導方針

- ・PTA、地域の方々と交えた「いじめ防止対策委員会」を開催し、問題の解決を探っていく。
- ・日頃から、職員会の「生徒指導事例研究」を通して、児童理解に努めるとともに、職員間で情報交換をしながら、指導に役立てていく。
- ・「校外生活指導部合同会議」など、地域の方々が参加する会議で、積極的に学校からの情報提供をするとともに、地域からの情報提供も求めていく。
- ・「いじめ」の問題についての研修を深めるための機会を設定する。

(4) 運営計画

- ・それぞれの休み前（夏、冬、春）に行われる生徒指導合同会議の際に必要なに応じて開催する。
- ・その他、必要なに応じて開催する。

2 定期的な調査及び個別の懇談による現状の把握

- ・6月：いじめアンケートの実施
実態の把握、必要に応じて個別の懇談
QUによる個々の子どもの現状把握
実態の把握、必要に応じて個別の懇談、日々の生活の中での支援
- ・9月：いじめアンケートの実施
全員個別懇談の実施
- ・12月：いじめアンケートの実施
QU2回目の実施
1回目の結果との比較による、実態の把握
- ・3月：いじめアンケートの実施 次年度に向けての支援方針の決定

